

6-2-2 誘導のために連続的に設置する部分

1. 特定道路等において視覚障がい者誘導用ブロックを連続的に設置して誘導する施設は、エリア内の主要駅から他の駅、バスターミナル、視覚障がい者の利用度の高い公共・公益施設、視覚障がい者団体と協議して必要と認められる施設及びこれらの施設間とする。【解説1】
2. ただし、複数の経路が多数存在すると誘導性が損なわれるため、極力一つの経路に設置を行うことが望ましい。【解説2】

線状ブロックを歩道の位置・方向を示すだけの機能に限定する考えもあるが、一般的に視覚障がい者誘導用ブロックは、そこを辿ればどこかに到達できるという認識で使用している人が多いため、歩道幅員の広い部分に位置・方向だけを表示する機能だけでは混乱が発生する。また、活用の方法も人それぞれで、ブロックを辿って目的地まで移動する人、歩行上の情報のひとつとして活用している人など様々な使い方がある。したがって、連続的に設置を行う場合は、最寄りの施設まで誘導を行うことが必要である。

連続的に設置した場合、分岐部等で進行方向に迷う場合が多く発生するとおもわれるが、視覚障がい者誘導用ブロックの設置状況の事前の情報提供を活用することにより、問題を解消する努力が必要である。

【解説1】

誘導すべき施設は、

- ① エリア内の主要駅から、他の駅、バスターミナル、視覚障がい者の利用度の高い公共・公益施設（学校、病院含む）、視覚障がい者団体と協議して必要と認められる施設
- ② これらの施設間

とする。このほか、視覚障がい者の利用頻度が高い施設については、必要に応じて、柔軟な対応をすることが望ましい。

ただし、一つのエリア内で多くの施設へ誘導を行うと、逆に視覚障がい者の混乱を招く可能性があるため、誘導を行う施設は、視覚障がい者等の意見も踏まえて慎重に検討する必要がある。

【解説2】

連続的に設置する箇所が多いと、分岐部が多く発生し、逆に誘導性が損なわれる場合もあるとともに、車いす使用者等の通行性悪化等の問題も生じるため、連続的設置を行う箇所は、原則一経路とすることが望ましい。

ただし、主要駅等の出入口や施設からの最寄りの主要駅等が複数ある場合等は、施設への経路が変わる可能性があるため、一経路にこだわらず、柔軟に対応する必要がある。